

道の駅 南信州うるぎ 指定管理者募集の概要

「道の駅 南信州うるぎ」の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、次のとおり指定管理者を募集します。

1 指定管理者が行う業務

- (1) 道の駅 南信州うるぎ施設の利用に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する業務のうち、村長が必要と認める業務（別に定める「道の駅 南信州うるぎ 指定管理者業務基準」を含む）

2 指定管理業務に要する経費

(1) 利用に係る料金

ア 施設の管理については、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として收受する「利用料金制」を採用します。

イ 利用料金は、売木村長の承認を得て、指定管理者が定めることができます。

ウ 村が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う利用料金や指定管理者が自ら企画・実施する自主事業の収入を自らの収入とすることができます。

(2) 管理に要する経費

村は指定管理者の管理運営業務を実施するために必要な経費として、指定管理者が提示した額または予算額のいずれか低い方の額を上限として、指定管理に係る委託料を支払います。

委託料の上限額、支払時期、支払い方法等については、村と指定管理者で締結する協定書で定めることとし、各年度の委託料は、村と指定管理者との協議によって決定することとします。なお、委託料については、次の事項に留意してください。

ア 道の駅機能の管理運営に必要な業務（公衆便所、駐車場、観光案内所、その他地域振興施設等の管理運営）を実施するために必要な経費を委託料の積算に考慮します。

イ 年度ごとの委託料は、消費税及び地方消費税を含んだ額となります。

ウ 委託料の精算は行いません。経費に不足が生じた場合、指定管理者の負担とします。

エ 委託料の増額は、災害等の特別な場合を除き、原則行いません。

オ 委託料は、運営経費の他に直売所出荷者登録者の地元品売上額に応じて、村と協議して歩合制で上乘せすることができます。

(3) その他施設使用料等

指定管理者は、村と協議し年間施設使用料として24万円を、売木村長が指定する期限内に納入しなければなりません。なお、施設使用料のほか、光熱水費の実費分を負担していただきます。

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

4 応募資格及び条件

(1) 応募資格

応募者は、食品衛生管理の資格を有する者がいる、管理運営業務を履行できる能力があると認められる法人又は複数の法人でグループを構成した団体であれば申請できます。個人での応募はできません。

(2) 応募条件

国内に事務所を有する法人その他団体であること。

個人及び申請以降に設立予定の団体は受け付けません。

5 申請手続き

(1) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 法人等の定款若しくは寄付行為又はこれらに準じる書類
- ウ 施設の事業計画書及び収支報告書 等

(2) 公募期間

令和3年7月12日（月）から令和3年10月15日（金）まで

(3) 申請期間

令和3年7月26日（月）から令和3年10月15日（金）まで

(4) 提出先

売木村役場総務課

〒399-1601

長野県下伊那郡売木村968番地1

※申請書は、持参又は郵送により提出するものとし、電子メール、FAXでの提出は受け付けません。

6 説明会の開催

公募に関する説明会を次のとおり開催します。

- (1) 開催日時 令和3年7月21日（水） 午後4時から
- (2) 開催場所 売木村役場 1階会議室
- (3) 参加人数 一団体あたり3名以内
- (4) 申込方法 各説明会の開催日前日までに売木村役場 総務課へ連絡してください。
電話0260-28-2311

7 選定方法

候補者の選定にあたり、申請者から提出された申請書類の審査、プレゼンテーション及び村の選定審議会において候補者を選定し、村議会の議決を経て指定管理者を決定します。

8 選定のスケジュール



9 協定の締結

指定管理者指定の後、指定管理者業務の実施に関し、包括的な事項を定めた協定を締結します。

10 募集の広報

売木村公式HPへの掲載、村内防災無線放送、CATV等により広報します。

問い合わせ先

〒399-1601 長野県下伊那郡売木村968番地1
売木村役場 総務課
電話 0260-28-2311
FAX 0260-28-2135
E-mail somu2@urugi.jp